

社会福祉法人健寿会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人健寿会（以下「当法人」という）の定款第8条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）役員とは、理事、監事および会長をいう。
- （2）常勤の役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所として週3日以上勤務する者をいう。
- （3）非常勤の役員とは、役員のうち、常勤以外の者をいう。
- （4）報酬等とは、報酬、賞与、退職慰労金その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- （5）費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

（役員の報酬等）

第3条 当法人は、退職慰労金を除く各年度の総額が80,000,000円を超えない範囲で、役員に対し報酬等を支給することができる。

（報酬等の支給）

第4条 当法人は、役員及び評議員に対し職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、当法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている理事に対しては、報酬等は支給しない。

- （1）常勤の役員 報酬、賞与、退職慰労金
- （2）非常勤の役員 報酬
- （3）評議員 報酬

（報酬等の額の算定方法）

第5条 常勤の役員に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- （1）報酬 別表第1に定める額

(2) 賞与 別表第2に定める額

(3) 退職慰労金 別表第3に定める額

2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第4に定める額とする。

3 評議員に対する報酬の額は別表第5に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬 毎月15日(ただし、支給日が金融機関の休日にあたる場合はその前日)

(2) 賞与 毎年6月、12月及び4月

2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの支給とする。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りにより計算する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 23 日より施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 7 月 16 日より施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 11 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、令和 8 年 7 月 1 日より施行する。

別表第 1（常勤の役員の報酬）

役職名	報酬の額
会長・理事長	月額 2,000,000 円を限度とする
理事	月額 1,800,000 円を限度とする

別表第 2（常勤の役員の賞与）

夏季賞与	報酬月額×1 か月分
冬季賞与	報酬月額×1 か月分
期末賞与	報酬月額×1 か月分

※

別表第 3（常勤の役員の退職慰労金）

役職名	報酬の額
会長・理事長	最終報酬月額×在任年数×3
理事	最終報酬月額×在任年数×2

別表第 4（非常勤の役員の報酬）

（1）理事

	日 額
理事会等会議への出席	13,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	13,000 円

（2）監事

	日 額
理事会等会議への出席	13,000 円
監事監査（監査報告書作成を含む）	13,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	13,000 円

別表第 5（評議員の報酬）

	日 額
評議員会等会議への出席	13,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	13,000 円